特定非営利活動法人　施無畏

定　　　款

特定非営利活動法人　施無畏　定款

第1章　総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人施無畏と称する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を東京都千代田区二番町5番地2に置く。

（目的）

第３条　この法人は、障害者およびＬＧＢＴ並びに介護保険適用外の高齢者等、生きづらさを抱える

人々（以下、障害者等という。）に対し、ＡＤＬ（日常生活動作）及びＱＯＬ（生活の質）

の向上のため、ハンディを持つ人々の価値を可視化して社会に発信し、当法人が提供するサ

ービスを通して、多様性が普通に混じりあうダイバーシティ&インクルージョン社会の実現に

寄与し、ハンディを意識することなく生活できる「バリアフリーという言葉がいらない社会」

の創出を目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

　（１）保健、医療又は福祉の増進を図る活動

　（２）学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

　（３）職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

　（４）人権の擁護又は平和の推進を図る活動

　（５）社会教育の推進を図る活動

　（６）まちづくりの推進を図る活動

　（７）観光の振興を図る活動

　（８）地域安全活動

　（９）国際協力の活動

　（10）前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業の種類）

第５条　この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を

行う。

　（１）障害者等の自立促進及び社会参加のためのフリーペーパー発行等のメディア事業

　（２）障害者等の声を社会に発信するための調査及び研究事業

　（３）タレント育成及びタレントマネジメント事業

　（４）障害者等の就労を支援するための教育及び人材紹介事業

　（５）各種教育研修事業

　（６）各種商品開発及び販売事業

第２章　会員

（種別）

第６条　この法人の会員は、次の３種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」とい

う。）上の社員とする。

（１）正会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

（２）準会員　　この法人の活動に協力するために入会した個人及び団体

（３）賛助会員　この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

（入会）

第７条　会員の入会について、特に条件は定めない。

　２．　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し

　　　　込むものとする。

３．　理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければなら

ない。

４．　理事長は、第2項のものの入会を認めないときには、速やかに、理由を付した書面をもって

本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条　会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

　（１）退会届の提出をしたとき。

（２）本人が死亡し、若しくは失そう宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

（３）継続して1年以上会費を滞納したとき。

（４）会員がこの法人に届け出ている住所・居所・本店宛にこの法人から書面による通知を発信し

た場合において、当該通知が継続して２回以上不到達となったとき。

　（５）この法人から会員に対し、期限を定めて回答を求める通知を発信した場合において、継続し

て３回以上、当該通知に対する会員からの回答が無かったとき。

　（６）除名されたとき

（退会）

第10条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条　会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により、これを除名することができる。

　 （１）この定款に違反したとき。

　 （２）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

２． 前項の規定により、会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与

　　　　えなければならない。

（拠出金品の不返還）

第12条　既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第３章　役員

（種別及び定数）

第13条　この法人に、次の役員を置く

（１）理事３人以上

（２）監事１人以上

２．　 理事のうち、1人を理事長とし、３人以内の副理事長を置くことができる。

（選任等）

第14条　理事は、理事会において選任し、監事は総会において選任する。

２．　 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

３．　 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が１人を

超えて含まれ、又は当該役員並びに三親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えてまれ

ることになってはならない。

４．　 法第２０条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

５．　 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

（職務）

第15条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

　２．　 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

３．　 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事

　　　 長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

４．　 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の決議に基づき、この法人

の業務を執行する

５． 監事は、次に掲げる職務を行う。

（１）理事の業務執行の状況を監査すること

（２）この法人の財産の状況を監査すること

（３）前二号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しく

は定款に違反する重大な事実があることを発覚した場合には、これを総会又は所轄庁に報告

すること。

（４） 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

（５） 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（任期等）

第16条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を防げない。

　２．　 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残存期

間とする

３． 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなけれ

ばならない。

（欠員補充）

第17条　理事又は幹事のうち、その定数の３分の１を超えるものが欠けたときには、遅滞なくこれを

補充しなければならない。

（解任）

第18条　役員が次の各号の一に該当する場合には、理事は理事会の議決により、監事は総会の決議に

より、これを解任することができる。

（１） 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

（２） 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

２． 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与え

なければならない。

（報酬等）

第19条　役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の３分の１以下とする。

２． 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

３．　 前二項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章　会議

（種別）

第20条　この法人の会議は、総会及び理事会の２種とする。

２．　 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）

第21条　総会は、正会員をもって構成する。

（総会の機能）

第22条　総会は、以下の事項について議決する。

　 （１）定款の変更

（２）解散及び合併

（３）会員の除名

（４）事業報告及び決算

（５）監事の選任又は解任、職務及び役員の報酬

（６）解散における残余財産の帰属

（７）その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第23条　通常の総会は、毎年１回開催する。

２．　 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

（１）理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

（２）正会員総数５分の１以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

（３）監事が第１５条第５項第４号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の召集）

第24条　総会は、前条第２項第３号の場合を除いて、理事長が招集する。

２．　 理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から６０

日以内に臨時総会を招集しなければならない。

　３． 　総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的

方法により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第25条　総会の議長は、理事長とする。ただし、理事長が欠席の場合は、その総会に出席した正会員

の中から選出する。

（総会の定足数）

第26条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することはできない。

（総会の議決）

第27条　総会における議決事項は、第２４条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２．　 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可

否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会での表決権等）

第28条　各正会員の評決権は平等なものとする。

２．　 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項につい

て、書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任する

ことができる。

　３．　 前項の規定により表決した正会員は、前二条及び次条第１項の規定の適用については出席

したものとみなす。

４． 　総会の決議について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の採決に加わることが

できない。

（総会の議事録）

第29条　総会の議事については、次の事項を記載した記事録を作成しなければならない。

　（１）日時及び場所

（２）正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合

にあっては、その数を付記すること。）

（３）審議事項

（４）議事の経過の概要及び議決の結果

２．議事録には、議長が、記名押印又は署名しなければならない。

３．前二項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的方法による同意の意思表示をしたこ

とにより、総会の決議があったとされる場合においては、次の事項を記載した議事録を作成し

なければならない。

（１）総会の決議があったとみなされた事項の内容

（２）前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

（３）総会の決議があったものとみなされた日

（４）議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

（理事会の構成）

第30条　理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の機能）

第31条　理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

　 （１）総会に付議すべき事項

　 （２）総会の議決した事項の執行に関する事項

　 （３）その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第32条　理事会は、次に掲げる場合に開催する。

　（１）理事長が必要と認めたとき。

（２）理事総数の３分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により召集の請求が

あったとき。

（理事会の招集）

第33条　理事会は、理事長が招集する

２． 理事長は、前条第二項の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に理事会を

招集しなければならない。

３． 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的

方法により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）

第34条　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

（理事会の議決）

第35条　理事会における議決事項は、第３３条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とす

る。

２．　 理事会の議事は、理事出席者数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。

（理事会の表決権等）

第36条　各理事の評決権は平等なものとする。

２． やむを得ない理由により総会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書

面又は電磁的方法をもって表決することができる。

　３． 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第１項の規定の適用については、理事会に

出席したものとみなす。

４． 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の採決に加わることがで

きない。

（理事会の議事録）

第37条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）日時及び場所

（２）理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その

旨を付記すること。）

（３）審議事項

（４）議事の経過の概要及び議決の結果

（５）議事録署名人の選任に関する事項

２．　　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人が記名押印又は署名

しなければならない。

第5章　資産

（構成）

第38条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

　 （１）設立当初の財産目録に記載された資産

　 （２）入会金及び会費

　 （３）寄付金品

　 （４）財産から生じる収入

　 （５）事業に伴う収入

　 （６）その他の収入

（区分）

第39条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（管理）

第40条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定め

る。

第6章　会計

（会計の原則）

第41条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計区分）

第42条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

（事業年度）

第43条　この法人の事業年度は、毎年９月１日に始まり、翌年８月３１日に終わる。

（事業計画及び予算）

第44条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議

決を経なければならない。

（予備費）

第45条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

２．　 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更生）

第46条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は

更生をすることが出来る。

（事業報告及び決算）

第47条　この法人の事業報告書、財産目録、賃借対照表及び活動計算書等決算に関する書類は、毎事

業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければなら

ない。

２． 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰越すものとする。

（臨機の措置）

第48条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな業務の負担をし、又は権利の

放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第49条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数に

よる議決を経、かつ法第２５条第３項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なけ

ればならない。

（解散）

第50条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

（１）総会の決議

（２）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

（３）正会員の死亡

（４）合併

（５）倒産手続開始の決定

（６）所轄庁による設立の認証の取り消し

２． 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を経

なければならない。

（残余財産の帰属）

第51条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財

産は、法第１１条第３項に規定する法人のうちから、総会において議決したものに譲渡する

ものとする。

（合併）

第52条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数４分の３以上の議決を経、か

つ所轄庁の認証を得なければならない。

第8章　公告の方法

（公告の方法）

第53条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章　事務局

（事務局の設置）

第54条　この法人に、この法人の事務を処理するため、事務所を設置する。

２．　 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

（職員の任免）

第55条　事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

（組織及び運営）

第56条　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章　雑則

（細則）

第57条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1　この定款は、この法人の設立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、別表1のとおりとする。

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の既定に関わらず、

　この法人の設立の日から平成19年8月31日決算に係る通常総会が開催される月の末日までとする。

　ただし、通常総会は決算日から起算して3ヶ月以内に行うものとする。

4　この法人の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成19年8月31日までとする。

5　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、別表2のとおりとする。

別表1　設立当初の役員

|  |  |
| --- | --- |
| 役職名 | 氏名 |
| 理事長 | 　　　　　　　　伊丹洋子 |
| 理事 | 　　　　　　野崎　陽子、廣崎敦子 |
| 監事 | 福島　達也 |

別表2　設立当初の入会金及び会費

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 会員の種別 | 入会金 | 年会費 |
| 正会員　（個人・団体） | 0円 | 10,000円 |
| 準会員　（個人・団体） | 0円 | 3,000円 |
| 賛助会員　（個人・団体） | 0円 | 5,000円 |

附則

1　この定款は、東京都知事の認証のあった日（平成25年2月1日）から施工する。

上記は当法人の定款に相違ない

　特定非営利活動法人　施無畏

　　理事長　遠藤　久憲